

スウェーデンにおけるインクルーシブ教育

～全ての子どもが学び発達する権利を保障し、
インクルーシブな社会を担う子どもを育む教育とは～

2024年2月29日 木曜日 18:00～19:00 (日本時間)
サリネンれい子

サリネンれい子 Reiko Sallinen

岐阜大学教育学部障害児教育学科卒

ストックホルム大学特別支援教育学部卒業

ウプサラ大学教育学部特別支援教育専攻修士課程在籍

スウェーデンと日本の教員免許有

スウェーデンの特別支援教育士 (Specialpedagog) 資格有

ストックホルム市の基礎特別支援学校のヘッドティーチャー



出版物など



NPO法人 HATI JAPAN
～多文化多言語の子供発達支援～
理事
<https://www.hatijapan.or.jp/>



非営利団体 isaac (拡大代替コミュニケーションのスウェーデン支部) 理事会メンバー
<https://isaac-sverige.se/>



本日の内容

スウェーデンの教育制度

スウェーデンのインクルーシブ教育

スウェーデンのインクルーシブ教育を支えるしくみ

インクルーシブ教育の具体的な例

今後の課題と展望



スウェーデンの教育システム

就学前学校

(幼稚園・保育園など)

- 就学前学校
- そのほかの教育の場

0 - 5 歳

基礎学校

(小中学校)

- 就学前クラス
(6 歳児教育)
- 基礎学校
- 基礎特別支援学校
- サーマ学校
- 特別学校
- 学童保育

6 - 16 歳

高等学校

- 高等学校 (3 年)
- 特別支援高等学校 (4 年)

16 - 19 歳

成人のための教育機関

- 大学
- 職業大学
- 芸術と文化の教育
- スウェーデン語教育を含む成人教育
- 国民大学

18 歳以上

スウェーデンの教育の統治システム



日本の教育システムとの違い

～インクルーシブ教育の視点から～

就学前学校

(幼稚園・保育園など)

- ・ 就学前学校
- ・ そのほかの教育の場

0 - 5 歳

基礎学校

(小中学校)

- ・ 就学前クラス (6 歳児教育)
- ・ 基礎学校
- ・ 基礎特別支援学校
- ・ サーマ学校
- ・ 特別学校
- ・ **学**

16 歳

高等学校

高等学校進学条件

職業コース：スウェーデン語（第 2 言語のスウェーデン語）英語、数学と 5 教科以上

大学進学準備コース：スウェーデン語（第 2 言語のスウェーデン語）英語、数学と 9 教科以上

高等学校進学準備クラス

- ・ プログラム選択コース
- ・ 職業プログラム進学コース
- ・ 個人選択コース
- ・ 言語コース

特別支援高等学校

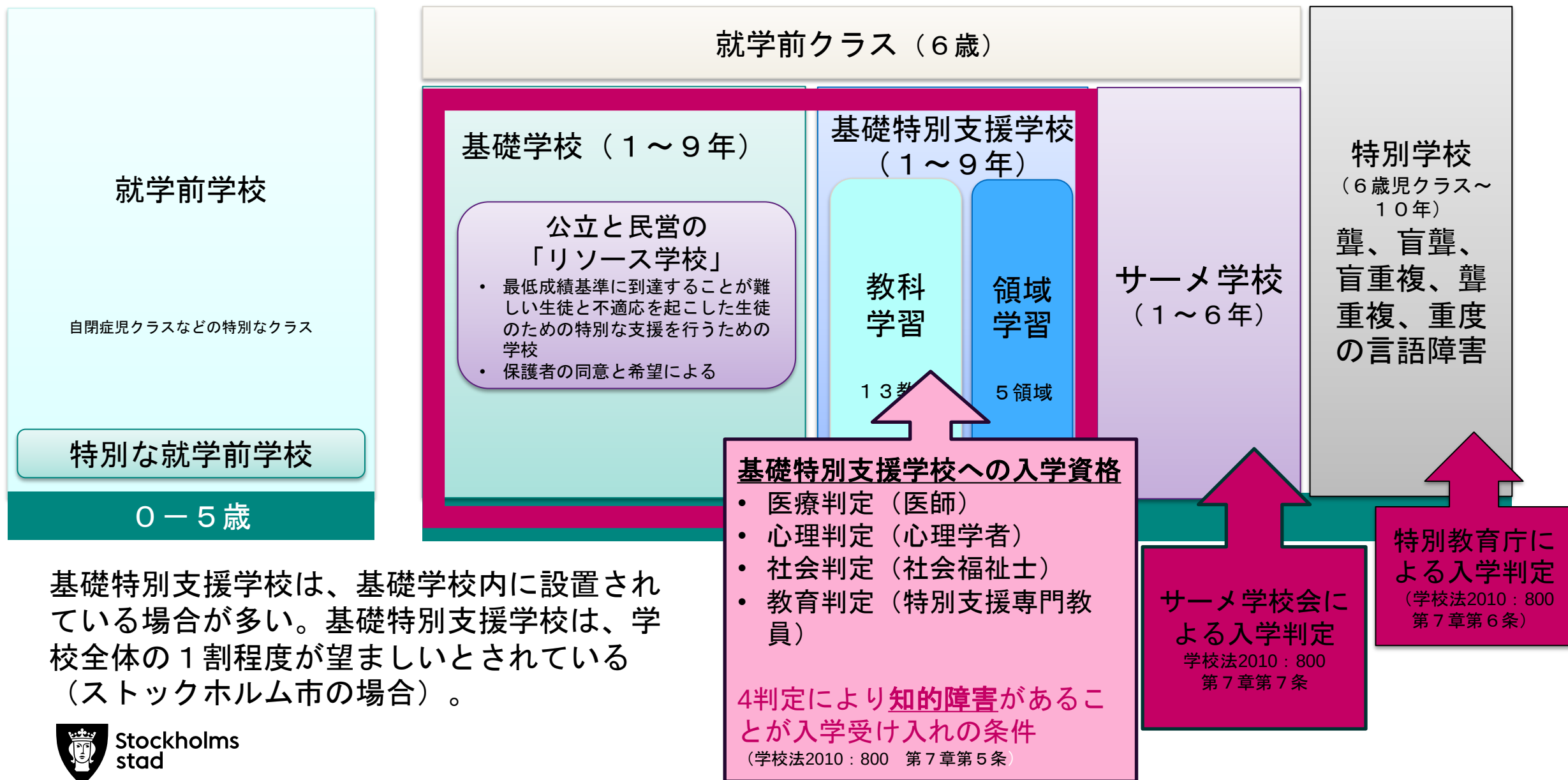
成人のための教育機関

学
業大学
術と文化の教育
ウェーデン語教育
含む成人教育
民大学

18 歳以上

- ・ 成績は 6 年（もしくは 4 年）から 5 段階評価で「**不可**（最低到達基準）」がある
- ・ 基礎特別支援学校は、教科学習コースの場合、保護者が希望すると成績が出るが「不可」はない。

一人一人の学びと発達の権利を保障するインクルーシブ教育の土台



スウェーデンの障害者福祉と教育の歴史

1948年：国連「世界人権宣言」

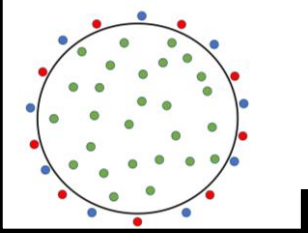
1959年：国連「児童権利宣言」

1975年：知的障害者の権利宣言

1991年：障害者の権利宣言

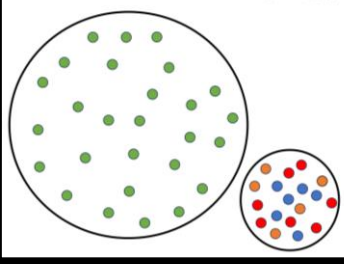
1989年：子どもの権利条約

エクスクルージョン（排除）



B スウェーデン知
会ができる。
半：障害児者収容大
貴の流れ

セグレゲーション（分離）



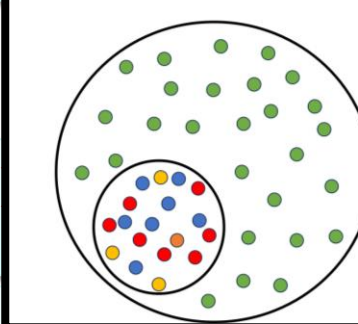
(Omsorgs
全ての子ども
うになる

- 1969年：「
ンの原則」
- 1972年：最初の障害者政策プロ
グラム「全ての人のための社
会」
- 1975年：強制不妊手術法廃止
- 1986年：「新福祉法（Ny
omsorgslag）」
- 1994年：「LSS法：社会サービ
ス法：機能障害者を対象とする
援助及びサービスに関する法律
- 2020年：子どもの権利条約が国
内法になる

- 1962年：カリキュラム1962（Lgr62）

- 1968年：基礎自治体による成人教育機関の始
まり
- 1969年：カリキュラム1969（Lgr69）

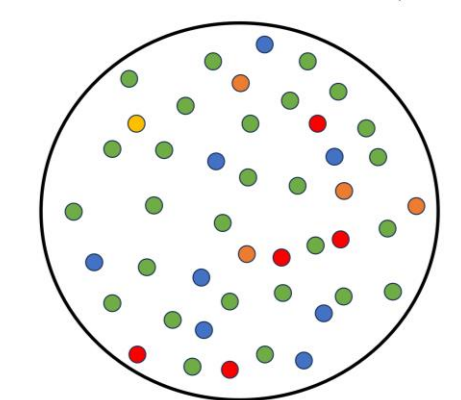
インテグレーション（統合）



- 1974年：SIA（Skolans inre arbete）
- 1980年：カリキュラム1980（Lgr80）

- 1994年：カリキュラム（Lpo94）
- 1996年：重度知的障害児の教育が基礎自治体に移行される。
- 1998年：就学前学校カリキュラム（Lpfö98）
- 2001年：カールベック委員会調査結果
- 2010年：現行の学校法制定
- 2011年：基礎学校、基礎特別支援学校、特別学校、サーム学
校に初の統一カリキュラム（Lgr11）
- 2018年：6歳児教育の義務化、就学前学校のカリキュラム
（Lpfö18）
- 2022年：カリキュラム（Lgr22）

インクルーシブ（共生）

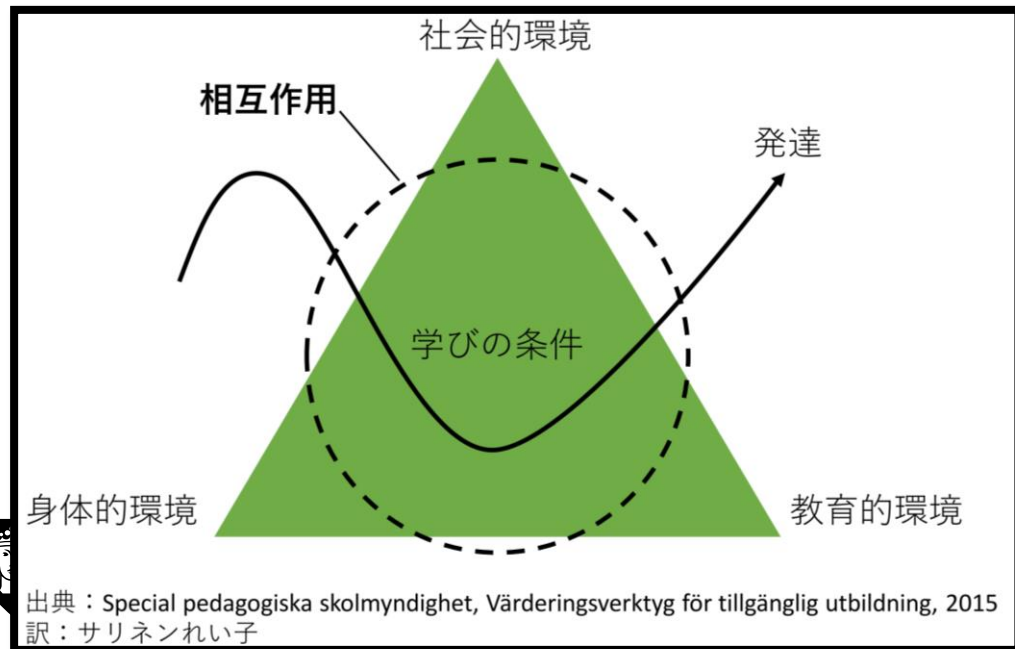


スウェーデンのインクルーシブ教育とは

学校法に「インクルーシブ教育」という言葉は明記されておらず、定義は曖昧である。

- 困難を抱えている生徒が所属クラスで学ぶ
- 困難を抱えている生徒が所属クラスでよい環境で学べる
- 全ての生徒が学べる環境である
- 学校全体と教室に、「コミュニティ、共同意識」がある

*学校庁の資料に基づく



学校法第3章：子どもと生徒の目標に向けた発達

子どもと生徒の学びと個人の発達

2条それぞれの学校形態と学童保育の、全ての子どもと生徒は、教育目標に沿って、**持っている可能性を最大限に発達できるように**、その学びと個人の成長に必要な「**指導と刺激 (ledning och stimulans)**」を与えなければならない。

障害により、それぞれの学校形態の**成績基準や知識判定の基準レベル**を満たすことが難しい生徒には、障害に起因する結果に可能な限り対処することを目的とした支援・援助を行わなければならない。

最も達成されるべき成績基準または知識判定の基準レベルに容易に到達する生徒には、知識の発達において、さらに到達できるように指導と刺激を与えられなければなりません。

Lag (2018:1098).

*サリネンによる訳

基礎学校の教室は。。。



基礎特別支援学校の
教科学習のカリ
キュラムで学ぶ子

第2言語のス
ウェーデン語を受
ける子

不可的調整（合理的配慮）
を受けている子

「新しく到着した
生徒」で準備クラ
スでも学ぶ子

放課後に母国語の
教育を受ける子

「改善プログラ
ム」により、半日
授業を受ける子

スウェーデン語
の集中訓練を受
ける子

スウェーデンのインクルーシブ教育を支えるしくみ 1

カリキュラムの 1 章と 2 章

- 目標による統治で、詳細は各基礎自治体と学校が決定する
- 第 1 章と 2 章にある「学校の価値理念と責任、目標と方針」は、どの学校形態にも共通する総合的内容となっている

基礎学校のカリキュラムの例

第 3 章： 6 歳児教育
第 4 章： 学童保育
第 5 章： 教科プラン



教科の目的

- 教科の目的と育てるべき能力

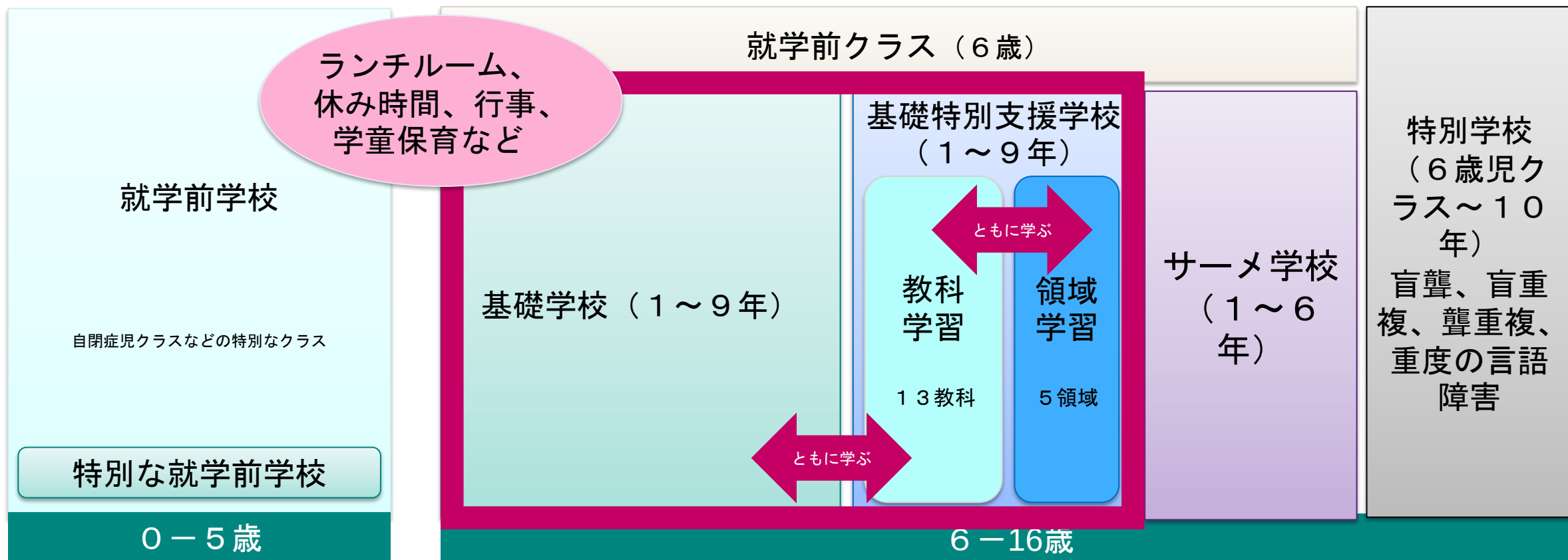
中心的内容

- 1 ～ 3 年生
- 4 ～ 6 年生
- 7 ～ 9 年生

成績基準 (知識判定の基準レベル)

- 3 年生の終わり
- 6 年生の終わり
- 9 年生の終わり

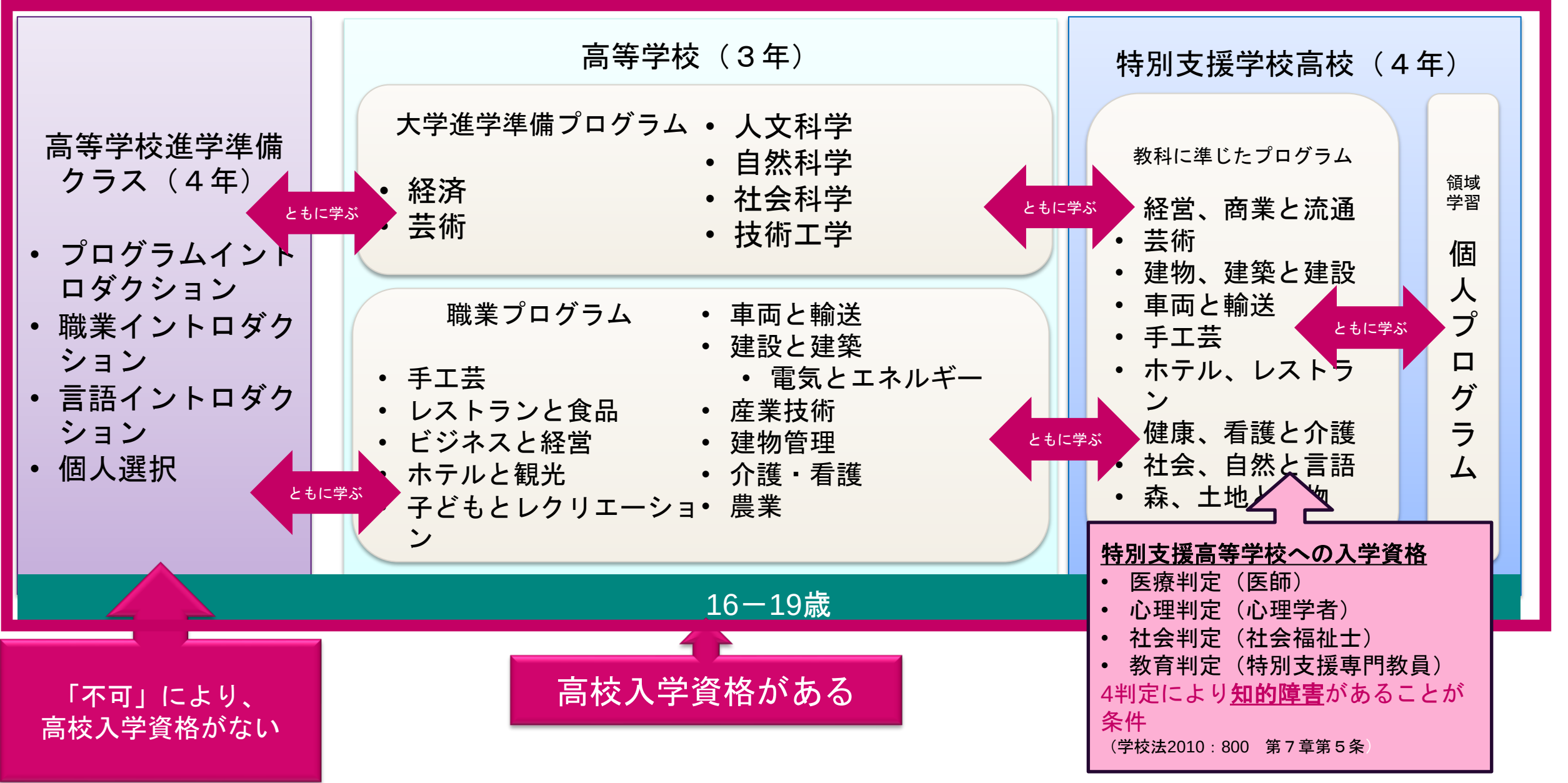
一人一人の学びと発達の権利を保障するカリキュラム



- 基礎特別支援学校の教科学習コースの生徒のうち18%が、基礎学校で「基礎特別支援学校の教科学習のカリキュラム」に沿って学ぶ。
- 基礎特別支援学校の生徒数は、15345人。義務教育対象児童生徒の1.4%。うち、教科学習の生徒は62%、領域学習は38%

*2022/2023年の学校庁の統計より

高等学校・特別支援学校高校



スウェーデンのインクルーシブ教育を支えるしくみ2

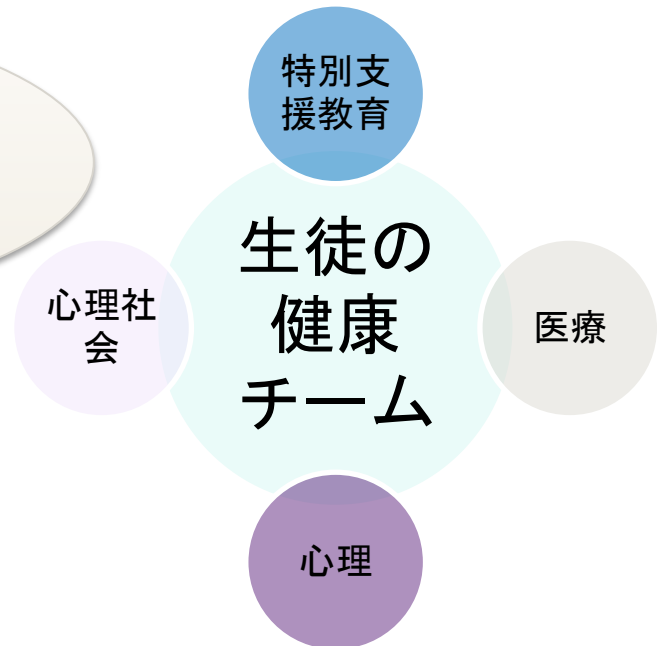
学校法（第2章第25条）で、6歳児教育、基礎学校、基礎特別支援学校、サーム学校、特別学校、高等学校、特別支援学校高等部に、「生徒の健康チーム」の設置が義務付けられている。

「生徒の健康チーム」は、**予防と促進活動**を第一に、**個人、集団、学校全体**のレベルで活動している。メンバーは以下の通り。

- 学校医
- 学校看護師
- 特別支援教育士もしくは特別教員
- 心理学者
- 社会福祉士・スクールカウンセラー

- 校長もしくは副校長
- 進路・職業指導員（ジョブコーチ）
- 言語療法士/言語作業士、作業療法士、理学療法士など

定期的に「生徒の健康チーム
会議」を行う。
* 週1もしくは隔週が一般的





特別な支援

付加的調整によっても最低成績基準に到達することができない生徒は、「**調査**」が行われ、生徒の健康チームへと協働して、「**改善プログラム**」が作成される。（**校長のみ**が最終決定できる特別な支援）

個人



付加的調整 (合理的配慮)

必要な生徒に対して、**教師が必要と思われるものを自由に行う**ことができる。

集団

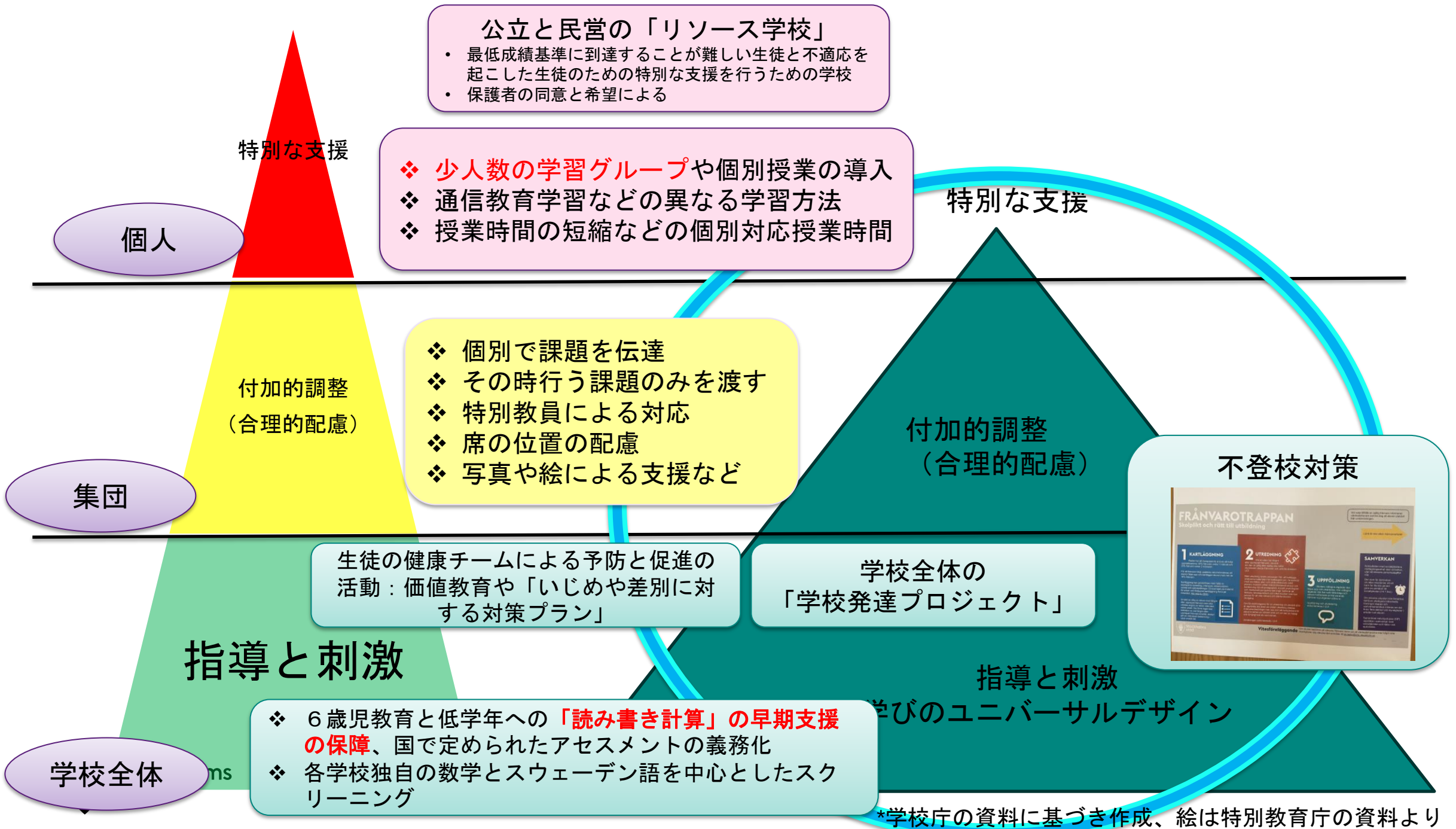
指導と刺激

全ての生徒に
与えられる

(学びのユニバーサルデザイン)

学校全体





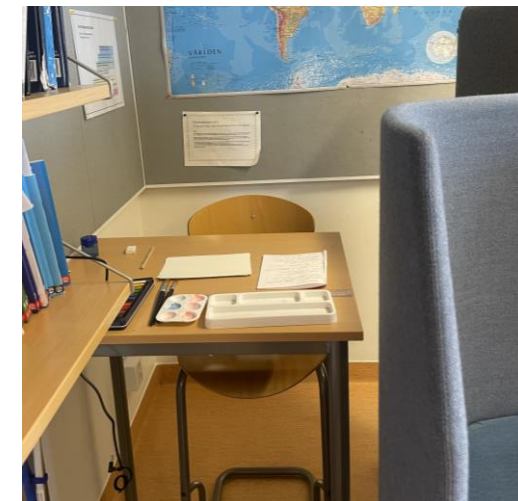
少人数グループや個別での学習



更に個別化された学習スペース



個別に学習できるように生徒に合わせた学習スペース

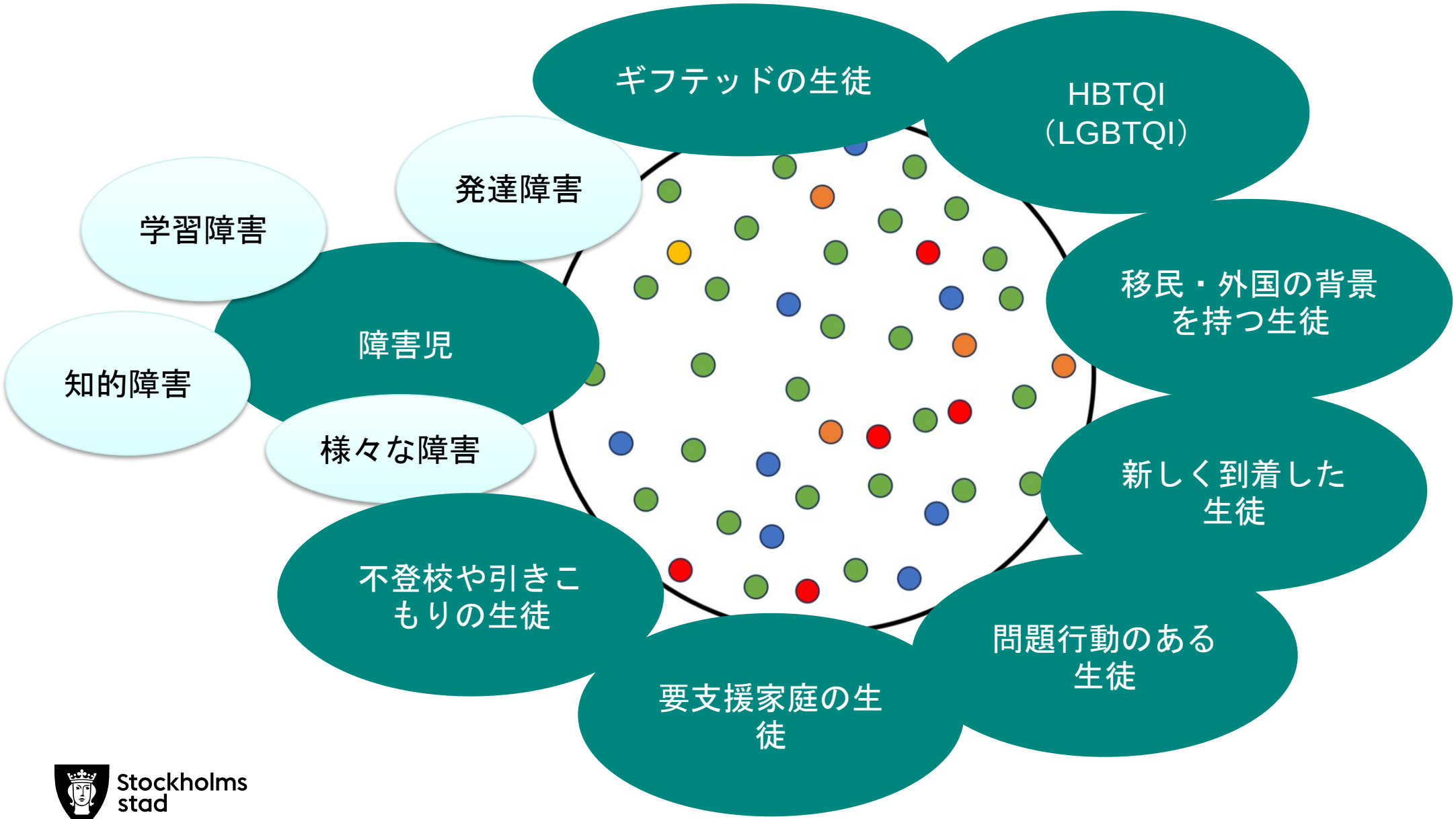


在籍クラスに所属しながら、「再スタート教室」での支援を受ける。



廊下に出なくてもいけるトイレ

スウェーデンの特別支援教育 ～インクルーシブな社会をめざして



スウェーデンのインクルーシブ教育の具体例 ～自治体の介入を焦点に

就学前学校

(幼稚園・保育園など)

- 就学前学校
- そのほかの教育の場

1 就学前教育の強化

0－5歳

基礎学校

(小中学校)

- 就学前クラス（6歳児教育）
- 基礎学校
- 基礎特別支援学校
- サーマ学校
- 特別学校
- 学童保育

2 「新しく到着した生徒」の取り組み

6－16歳

高等学校

- 高等学校（3年）
- 特別支援高等学校（4年）

3 20歳未満の若者への支援

16－19歳

成人のための教育機関

- 大学
- 職業大学
- 芸術と文化の教育
- スウェーデン語教育を含む

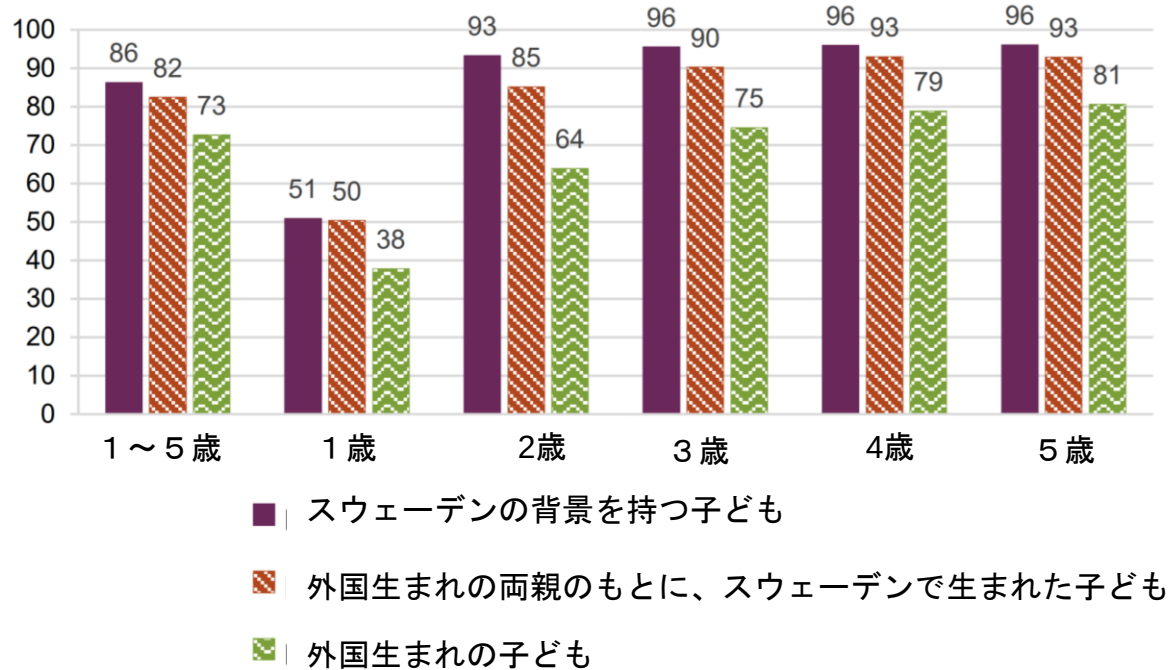
4 リカレント教育と移民の就職への取り組み

18歳以上

就学前学校における就学前教育・幼児教育の強化

2023年7月1日より、より多くの子どもが就学前学校に通い、よりよいスウェーデン語の習得を可能とするために法改正を行った。（学校法第8章12条）

図1：人口に占める就学前学校に通っている子どもの割合
2022年（学校庁統計）



全ての基礎自治体に、3歳になる年の秋学期に就学前学校に通っていない子どもの親に連絡を取る、アウトリーチ支援の義務が課せられた

- ・ 就学前学校の目的
- ・ 就学前学校に通うという「子どもの権利」
- ・ 希望する就学前学校に通うための手続き方法

（「その他の教育の場」に通っている子どもの保護者にも連絡を取る。義務教育が開始するまで、就学前学校に通っていない子どもの保護者に毎年連絡を取る）

- ・ ファミリーセンター
- ・ オープン就学前学校、教会、成人教育機関（スウェーデン語）との連携など、地域のニーズに応じた支援
- ・ 授業の導入
- ・ 3歳になる年の秋から年間525時間の無料の就学前教育の保障
- ・ サーメ語の就学前学校

外国の背景を持つ子ども、生徒への取り組み

外国の背景を持つ子ども

新規入国の外国ルーツの子ども

新しく到着した生徒
(Nyanländ elev)

- 外国に住んでいた
- 現在スウェーデンで暮らしている（住民登録）
- 7歳になる年の秋学期以降に学校教育を受け始めた
- 4年経過したら「新しく到着した生徒」ではなくなる。
(学校法2010：800、第3章12条、2016年1月より)

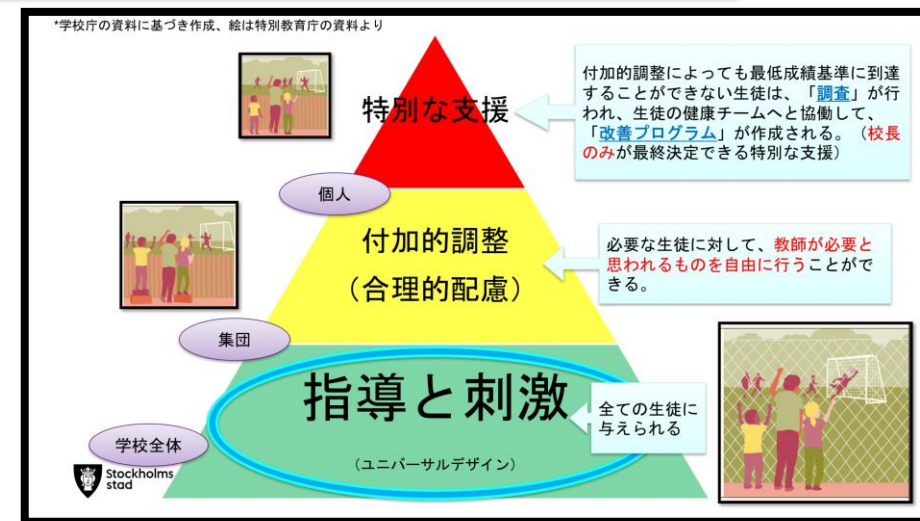
新規入国ではない、外国ルーツの子ども
移民・難民2世の子どもなど

最低成績基準に達することが難しい
児童生徒に対する支援

「スタート・ストックホルム」

- 受け入れプロセス
- 受け入れ学校の決定
- アセスメント
- 家族面談
- 健康診断と予防接種
- 基礎学校の生徒への加配予算に関して

- 言語とその経験
- ヌメラシー（数的思考力）
- リテラシー（読解記述力）
- 社会知識と英語

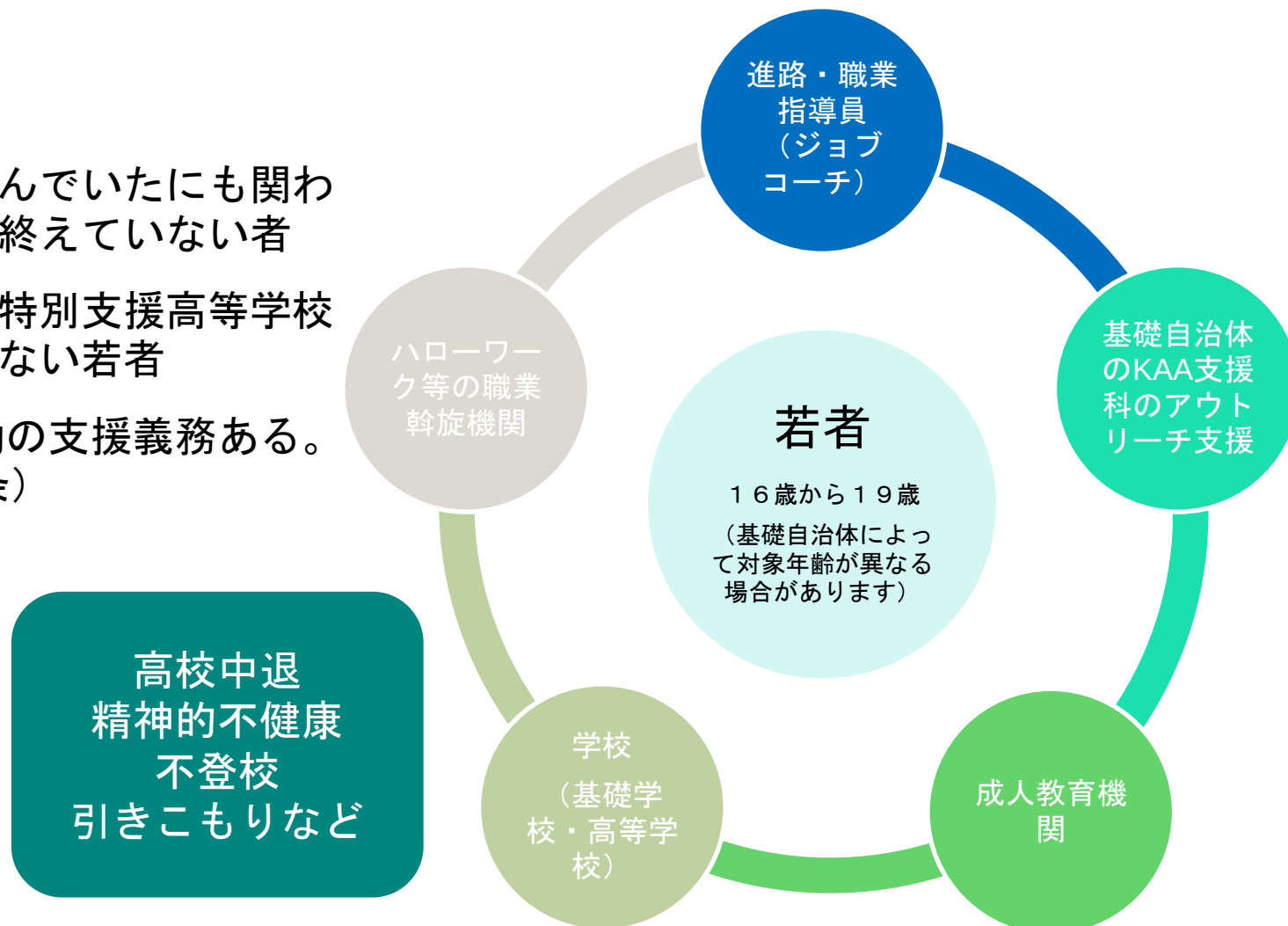


基礎自治体の20歳以下の若者への活動の支援義務

基礎自治体は、

- 20歳未満の若者
- その当時国内に住んでいたにも関わらず、義務教育を終えていない者
- 高等学校もしくは特別支援高等学校の教育を終えていない若者

への個別による活動の支援義務ある。
(学校法第29章9条)



- 若者支援向けの施設の運営（その場での支援と更なる支援につなげる）
- 高校や成人教育機関、社会福祉課との連携
- アウトリーチ支援により、早期発見早期支援につなげる
- 保険庁、ハローワークなどの職業斡旋機関、ストックホルム行政体、近隣の基礎自治体による協力団体

成人教育機関のとりくみ

基礎自治体は、

- 基礎レベル（小中学校の義務教育レベル）
- 高等学校レベル
- 基礎レベルの特別支援学校教育
- 高等学校レベルの特別支援学校教育
- 移民のためのスウェーデン語

の成人教育機関を設けなければならない。

（学校法第20章2条）

成人教育機関の目的

社会で暮らし、労働に従事していくために必要な知識を与えること（学校法第20章3条より）

- 成人教育、スウェーデン語教育、大学、職業大学の学費が無料。（教科書代がかかる。一部有料大学あり。）
- 「新しく到着した生徒」として成人教育を受けることが可能。教育アセスメントあり。
- 「職業パック」：スウェーデン語をできるだけ早く習得し、何かしらの仕事に就くことを支援。
- 学生支援金や学生ローンなどの経済的支援援助あり



図1：成人教育機関の高等学校レベルの生徒数と、2018年から2022年の失業率との比較

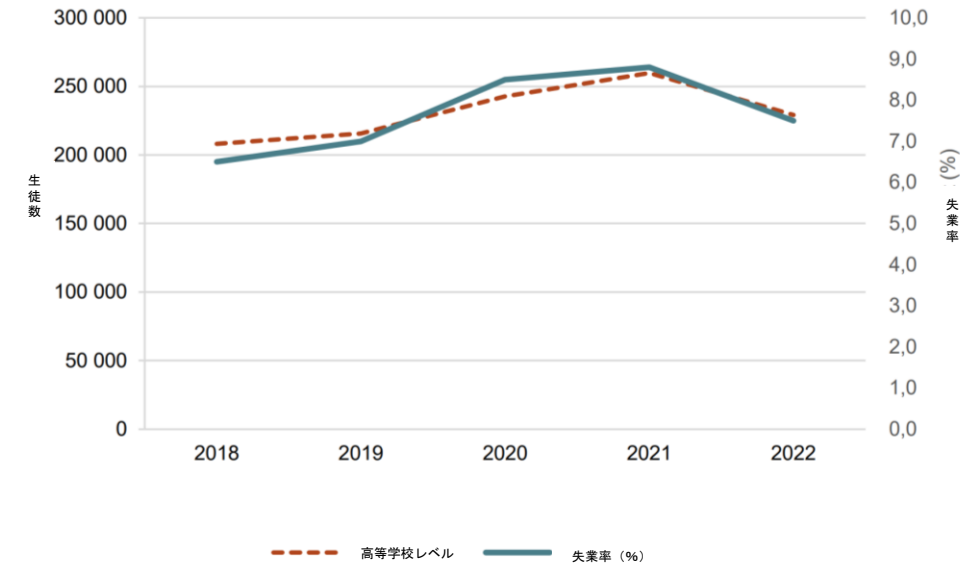
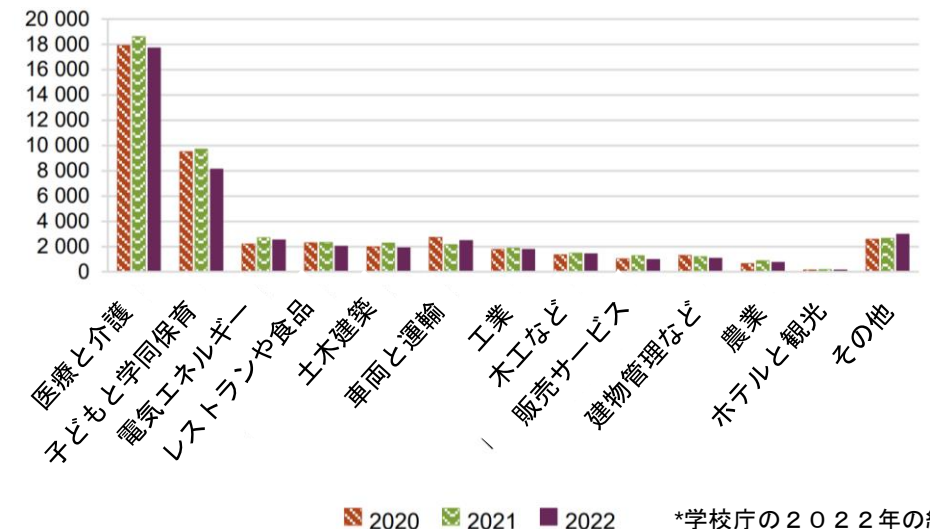


図2：2020年から2022年に成人教育機関の高等学校レベルの職業専攻の生徒数



*学校庁の2022年の統計による

スウェーデンの課題

- 国内の基礎自治体や学校において、大きな違いがある
- 情報共有と関係者による連携の更なる強化
- 教員を含む人材の確保とその育成
- 政治による影響を受けすぎる
- 若者の精神的不健康の増加

日本の課題解決に向けた助言

- 就学前教育の場によるインクルーシブな教育社会の基盤づくり
- その地域の人材のニーズに合わせた成人教育機関の実験的取り組み
- 日本の自治体の先導による実践～一人一人の住民に寄り添った支援
- 専門職の有効活用とその仕組み作り
- 他の自治体や機関との連携、自治体内での連携
- 教員と専門職への支援体制や勤務体制の見直しなど

ご清聴ありがとうございました



ご質問やご意見などありましたら、メールもしくは、Instagramよりご連絡ください。

世界希少難治性疾患の日

サリネンれい子

rbsallinen@gmail.com

